

海上自衛隊干尽地区

対象防衛関係施設 の所在地	長崎県佐世保 市	干尽町九番九号
対象防衛関係施設 の区域	長崎県佐世保 市	干尽町（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	長崎県佐世保 市	稲荷町、大宮町（次の図面に示す部分に限る。）、塩浜町、潮見町、島地町（次の図面に示す部分に限る。）、下京町、白南風町（次の図面に示す部分に限る。）、新港町、須田尾町（次の図面に示す部分に限る。）、大黒町（次の図面に示す部分に限る。）、立神町（次の図面に示す部分に限る。）、天神町（次の図面に示す部分に限る。）、戸尾町（次の図面に示す部分に限る。）、東山町（次の図面に示す部分に限る。）、干尽町（次の図面に示す部分に限る。）、平瀬町（次の図面に示す部分に限る。）、福石町、藤原町（次の図面に示す部分に限る。）、前畑町（次の図面に示す部分に限る。）、松川町（次の図面に示す部分に限る。）、三浦町、山県町（次の図面に示す部分に限る。）、山祇町（次の図面に示す部分に限る。）、万津町及び若葉町
一に掲げる点 と二に掲げる 点とを結んだ 線及びこれら の点を結ぶ海 岸線により囲 まれた海域	一 北緯三十三度八分五十二秒、東経百二十九度四十三分四十秒の点 二 北緯三十三度八分五十三秒、東経百二十九度四十三分三十秒の点	
次に掲げる点 を順次に結ん だ線及び三に 掲げる点と九 に掲げる点と を結ぶ海岸線 により囲まれ た区域のうち 陸域以外の区	三 北緯三十三度八分五十五秒、東経百二十九度四十三分十九秒の点 四 北緯三十三度九分二秒、東経百二十九度四十二分五十秒の点 五 北緯三十三度九分九秒、東経百二十九度四十二分四十六秒の点 六 北緯三十三度九分三十二秒、東経百二十九度四十二分四十四秒の点 七 北緯三十三度九分三十八秒、東経百二十九度四十二分四	

	域	十二秒の点 八 北緯三十三度九分四十七秒、東経百二十九度四十二分四十九秒の点 九 北緯三十三度九分五十六秒、東経百二十九度四十三分二秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

海上自衛隊干尽地区周辺地域 (長崎県佐世保市干尽町9番9号)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

